## 事業実施地区の成果目標及び助成対象者の成果目標の目標水準

目標項目		目 標 水 準
必須目標	以下の目標を必ず設定すること。	
付加価値額の拡大	事業実施主体が認める者 以外の者	現状より付加価値額(農産物の生産・加工・流通・その他経営に係る付加価値額全体をいい、収入総額から費用総額を控除した額に人件費を加算した額を用いる。以下同じ。)の1割以上の拡大を行う。
	事業実施主体が認める者	現状より付加価値額の拡大を行う。
選択目標	配分基準表により、今後の取組に基づきポイント化している場合、当該ポイント化した項目に対応する成果目標を必ず設定すること。	
①経営面積の 拡大	利用権の設定等又は農作業の受託をして現状より経営面積の拡大を行う。	
②農産物の価 値向上	新品種の導入、栽培管理技術の改善、新たな加工又は販売への取組、有機 J A S の認証取得等により、農産物の価値向上を行う。または、異分野の事業者との連携等により農産物の加工や新たな市場の開拓を行う。	
③農業経営の 複合化	土地利用型作物の生産、園芸作物の生産、畜産経営などを組み合わせ、複合的な農業経営の展開を行う(品目転換を行うことを含む。)。	
④農業経営の 法人化	農業経営の法人化を行う。	
⑤青色申告の 取組	青色申告承認申請書を提出し、青色申告を行う。	
⑥環境配慮の 取組	化石燃料を使用しない園芸施設への移行による温室効果ガスの削減又は化学 農薬・化学肥料使用量の削減を行う。	
⑦農作業の共 同化	自らの経営にかかる農作業について、他の農業者と共同して行う。	
8労働時間の 縮減	栽培・管理技術の改善、作業の効率化等により、農作業の一部又は全部の労働時間の削減に取り組む。	
⑨輸出の取組	GFP (農林水産物・食品輸出プロジェクト) コミュニティサイトへの登録を行い、農産物の輸出を行う(他者との連携による取組を含む。)。	

(注)選択目標は、原則として、助成対象者の取組全体に基づき設定するものとする。